

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第3号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。